

一般社団法人日本インテリアファブリックス協会

定 款

一般社団法人日本インテリアファブリックス協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本インテリアファブリックス協会（英文名 NIPPON INTERIOR FABRICS ASSOCIATION 略称「NIF」以下「本協会」と言う。）

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、インテリアファブリックス事業（建築物等の内部を構成する繊維製インテリア製品の生産、流通等に係る事業をいう。以下同じ。）に関する調査及び研究、情報の収集及び提供、研修会、セミナー等の開催、国際見本市の開催等を行うことにより、同事業の安定的発展を図るとともに、国民生活における快適性の向上及びゆとりと豊かさの実現に貢献し、もって我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) インテリアファブリックス事業に関する調査及び研究
 - (2) インテリアファブリックス事業に関する情報の収集及び提供
 - (3) インテリアファブリックス事業に関する研修会、セミナー等の開催
 - (4) インテリアファブリックス事業に関する国際見本市の開催
 - (5) インテリアファブリックス事業に関する内外関係機関等との交流及び協力
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 本協会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 2 正会員は、インテリアファブリックス事業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。
- 3 賛助会員は、本協会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

(入会)

第6条 本協会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員が本協会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 役員報酬等の額
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として理事会が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の正会員又は代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、第18条及び前条第1項の規定の適用について出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちからその総会において選任された議事録署名人1人が、前項の議事録に署名押印しなければならない。

第5章 役員、顧問及び参与

(役員設置)

第22条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上17人以内
- (2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を会長、4人以内を副会長、1人を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第23条 理事及び監事は、総会において、正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては2人を限度として、正会員以外の者を理事に選任することを妨げない。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の議決によって、理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本協会を代表し、業務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定められるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第29条 本協会に顧問5人及び参与5人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本協会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 参与は、本協会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 5 第26条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、別に定める順序に従い招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めることにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本協会の事業報告及び決算については、事業年度終了後遅滞なく、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、当該事業年度終了後3箇月以内に定時総会に提出し、第1号及び2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類に於いては承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(借入金)

第41条 本協会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入予算額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を得なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第44条 本協会は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第45条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委員会)

第47条 本協会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が

別に定める。

(事務局)

第48条 本協会に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第49条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本協会の最初の代表理事（会長）は吉川一三、業務執行理事（副会長）は日比賢昭、柏原賢二、中西正夫、業務執行理事（常務理事）は西田武司とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。